

浜松市条例第27号

浜松市防災学習センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、防災に関する知識の普及及び啓発を図るため設置する防災学習センターについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 防災学習センターは、浜松市防災学習センター（以下「センター」という。）といい、浜松市中区山下町192番地に置く。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する資料を備え、及び展示すること。
- (2) 防災に関する講座、講演会等を開催すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、及び頒布すること。
- (4) 防災に関する活動の推進を図るために施設を提供すること。
- (5) 防災教育に関する学校その他の機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、講座室、小講座室及び多目的ホール（以下「講座室等」という。）については、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日及び土曜日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせ

るものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 講座室等の利用の許可に関する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用の許可)

第8条 講座室等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、講座室等の利用を許可しない。

(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第10条 第8条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認

を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、講座室等の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第10条第3項及び第4項の規定は平成34年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手続

その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

- 3 施行日から平成34年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	指定管理者	市長
	利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）	使用料
第10条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

別表（第10条関係）

1 施設

利用時間区分 利用区分		午前9時30分 から午前10時 まで	午前10時 から午後6時 まで 1時間 につき	午後6時 から午後9時 まで 1時間 につき	午後9時 から午後9時 30分まで
		円	円	円	円
講座室	防災活動団体	330	660	790	390
	その他	660	1,320	1,580	790
小講座室	防災活動団体	90	180	210	100
	その他	180	360	430	210
多目的ホール	防災活動団体	330	660	790	390
	その他	660	1,320	1,580	790

備考

- 1 防災活動団体とは、防災に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的とする団体のうち、市長が認めるものをいう。
- 2 利用時間の開始は午前9時30分から利用する場合を除き正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 備付物品

規則で定める額

浜松市規則第 2 1 号

浜松市防災学習センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜松市防災学習センター条例（平成 3 0 年浜松市条例第 2 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(展示品等の見学)

第 2 条 浜松市防災学習センター（以下「センター」という。）の展示品等を見学しようとする者は、見学の際指定管理者に申し出なければならない。

(利用許可の申請)

第 3 条 条例第 8 条の規定により講座室、小講座室又は多目的ホール（以下「講座室等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 利用人員
- (8) 利用責任者
- (9) 利用備付物品
- (10) 入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）の徴収の有無及びその金額
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 防災活動団体(条例別表の 1 の備考の 1 に規定する防災活動団体をいう。以下同じ。)利用しようとする日の属する月の 3 月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から
- (2) 防災活動団体以外の者 利用しようとする日の属する月の 2 月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

(利用の許可)

第 4 条 指定管理者は、前条第 1 項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、講座室等の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(利用許可の取消し等の申出)

第5条 講座室等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更をしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(防災活動団体の認定申請)

第6条 条例別表の1の備考の1の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(備付物品の利用料金)

第7条 条例別表の2の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合とし、その利用料金は、防災活動団体の利用料金に相当する額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

(1) 条例別表の1の備考の3に規定する場合の利用料金

(2) 条例別表の2に規定する備付物品の利用料金

3 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 利用者が利用しようとする日の10日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(遵守事項)

第10条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成34年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条の見出し	利用料金	使用料
第8条の見出し並びに同条第1項及び第2項	利用料金	使用料
第8条第3項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長
第9条の見出し	利用料金	使用料
第9条第1項第2号	指定管理者	市長
第9条第2項	利用料金	使用料
	文書等	文書
	指定管理者	市長

別表（第7条関係）

種別	利用区分	金額	摘要
ワイヤレスマイクロホン	1日1回につき	防災活動団体 円 200	1本
		その他 400	
スピーカー	1日1回につき	防災活動団体 200	1台
		その他 400	
プロジェクター	1日1回につき	防災活動団体 500	1台
		その他 1,000	
スクリーン	1日1回につき	防災活動団体 100	1台
		その他 200	
電気コンセント	1日1回につき	防災活動団体 100	1口
		その他 200	